建築物エネルギー消費性能関係認定申請手数料

建築物省エネ法に係る認定手数料 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。) に関する手数料を中津市手数料条例で定めております。

(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料 (建築物省エネ法第 29 条) 及び 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定手数料 (建築物省エネ法第 36 条)

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に対する審査手数料(容積率緩和認定)

建物の区分	規模	性能基準	仕様基準に適合 している場合	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	適合証の提出が ある場合	備考
一戸建ての住宅	200㎡未満	32, 100 35, 600 63, 500 106, 000 179, 000 256, 000				5, 100	
	200㎡以上					5, 100	
共同住宅等	300㎡未満					9, 550	
	300㎡以上2,000㎡未満					19, 400	l .
	2,000㎡以上5,000㎡未満					41, 600	
	5,000㎡以上			\cup		73, 900	注 1 注 2
非住宅建築物	300㎡未満			208, 000	79, 900	9, 550	
	300㎡以上2,000㎡未満			335, 000	133, 000	25, 400	注3
	2,000㎡以上5,000㎡未満			478, 000	216, 000	73, 900	
	5,000㎡以上10,000㎡未満			588, 000	281, 000	116, 000	
	10,000㎡以上25,000㎡未満			696, 000	338, 000	147, 000	
	25,000㎡以上		\	793, 000	396, 000	183, 000	
複合建築物		それぞれの申請手数料の合算					
変更認定手数料		計画認定の2分の1					

建築物エネルギー消費性能の認定に対する審査手数料 (表示認定)

建物の区分	規模	性能基準	仕様基準に適合 している場合	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法	適合証の提出が ある場合	備考
一戸建ての住宅	200㎡未満	32, 100	16, 800			5, 100	
	200㎡以上	35, 600	18, 100			5, 100	
共同住宅等	300㎡未満	63, 500	30, 800			9, 550	
	300㎡以上2,000㎡未満	106, 000	52, 700			19, 400	
	2,000㎡以上5,000㎡未満	179, 000	94, 500			41, 600	
	5,000㎡以上	256, 000	143, 000	\	\	73, 900	注1
非住宅建築物	300㎡未満			208, 000	79, 900	9, 550	注2
	300㎡以上2,000㎡未満			335, 000	133, 000	25, 400	注3
	2,000㎡以上5,000㎡未満			478, 000	216, 000	73, 900	
	5,000㎡以上10,000㎡未満			588, 000	281, 000	116, 000	
	10,000㎡以上25,000㎡未満			696, 000	338, 000	147, 000	
	25,000㎡以上	\		793, 000	396, 000	183, 000	
複合建築物		それぞれの申請手数料の合算					

- 注 1 性能向上計画認定において、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請を併願する場合は、確認申請手数料に相当する額を審査手数料に加算する。
- 注2 建築物の床面積の合計は、性能向上計画認定の場合は認定申請に係る部分について、基準適合認定の場合は認定申請をおこなう建物一棟当たりについて算定する。
- 注3 性能向上計画認定を受けた計画を変更する場合においては、当該建築物に係る性能向上計画認定手数料の 2 分の 1 の額とする。(100円未満の端数切捨て)